

## 【法令改正】 労働安全衛生法が改正される

特別規制の対象にされていない化学物質による胆管がんの発生や、精神障害による労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月 25 日に公布されました。改正項目は 7 項目あり、項目ごとに施行時期が異なります。

以下にその概要を示します。

# 安衛法が 7 項目について改正され 事業者(会社)のなすべき義務が増える ので



## 会社幹部は、懸命な勉強を要する！！

1、化学物質について危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が義務となります。（平成 28 年 6 月までに施行される予定）

（1）一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）交付義務対象の 640 物質）についてのリスクアセスメントの実施が事業者の義務となります。（労働安全衛生法（以下安衛法と表現）第 57 条の 3 第 1 項）

（2）事業者には、リスクアセスメントの結果に基づく措置が、労働安全衛生法令に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じる義務があります。

法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務となります。（安衛法第 57 条の 3 第 2 項）

（3）上記（1）の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

\*化学物質の簡易なリスクアセスメント手法として、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の化学物質「リスクアセスメント実施支援システム」をご活用ください。以下のウェブサイトから利用できます。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

## 2、常時使用する労働者に対するストレスチェックの実施が義務となります。(平成 27 年 12 月までに施行される予定)

(1) 常時使用する労働者（一般健康診断の対象労働者と同じ）に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。(安衛法第 66 条の 10 第 1 項)

労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務（附則第 4 条）

派遣労働者については一般健康診断と同じく、派遣元事業主がストレスチェックを実施することになります。

(2) 健康診断とは異なり、労働者にストレスチェックを受ける義務は課されていませんが、ご自身のメンタルヘルス不調を未然に防ぐためにも、受けることをお勧めします。

(3) 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。(安衛法第 66 条の 10 第 2 項)

(4) 検査の結果、一定の要件（高ストレスと判定された者など）に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱は禁止されます。(安衛法第 66 条の 10 第 3 項)

(5) 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。事業者は労働者の同意なく面接指導の結果を把握することができます。(安衛法第 66 条の 10 第 5 項、第 6 項)

## 3、受動喫煙防止措置が努力義務となります。(平成 27 年 6 月までに施行される予定)

(1) 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置（全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置など）を講じることが事業者の努力義務となります。(安衛法第 68 条の 2)

(2) 国は現在以下の 3 つの支援事業を行っています。詳しくはそれぞれのウェブサイトをご覧ください。(安衛法第 71 条第 1 項)

ア、受動喫煙防止対策助成金

受動喫煙を低減する措置のための費用の 2 分の 1（上限 200 万円）

全ての業種の中小企業事業主が対象

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

イ、受動喫煙防止対策に関する相談窓口

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

ウ、たばこ煙の濃度等の測定機器（粉じん計、風速計）の無料貸出

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049996.html>

## 4、重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。(平成 27 年 6 月までに施行される予定)

(1) 重大な労働災害を繰り返す企業（注）に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。(安衛法第 78 条第 1 項～第 4 項)

(注) 今後省令等で定められる予定ですが、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害が、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

(2) 企業が、「特別安全衛生改善計画」の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表する。(安衛法第78条第5項、第6項)

5、規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等(生産ラインの新設変更等)を行う場合の事前届出が廃止されました。(安衛法第88条第1項) (平成26年12月1日施行)

但し以下の届出は従来通り必要です。

- ・危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出(労働基準監督署長あて)
- ・大規模建設工事の事前届出(厚生労働大臣あて)
- ・一定規模以上の建設工事の事前届出(労働基準監督署長あて)

6、電動ファン付呼吸用保護具が形式検定、譲渡制限の対象となりました。(安衛法別表第2(第42条関係)と別表第4(第44条の2関係)に追加されました。) (平成26年12月1日施行)

\*電動ファン付呼吸用保護具は特に粉じん濃度が高くなる恐れのある定められた作業での使用が義務付けられています。これまではJIS規格では定められていましたが、法令で性能の担保がなされていなかったため、今回構造規格を定め形式検定の対象としたものです。また、現在現場で使用されているもの、市場で流通しているものについては、経過措置により引き続き使用、販売することができます。しかし、労働者の健康障害を防止する観点からも、構造規格を満たすものを使用することをお勧めします。

7、外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。(安衛法第52条～53条)(平成27年6月までに施行される予定)

(1) ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

(2) 登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません。

以上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》